

日本交通心理学会会則

(改正 昭和 63 年 5 月 20 日)

(同上 平成 4 年 5 月 22 日)

(同上 平成 9 年 4 月 12 日)

(同上 平成 12 年 10 月 19 日)

(同上 平成 17 年 5 月 12 日)

(同上 平成 19 年 6 月 9 日)

(同上 平成 20 年 6 月 14 日)

(同上 平成 22 年 6 月 5 日)

(同上 平成 26 年 6 月 7 日)

(同上 平成 29 年 6 月 3 日)

(同上 令和元年 7 月 6 日)

(同上 令和 6 年 6 月 1 日)

(名称・事務所)

第 1 条 この会は、日本交通心理学会(以下「この会」という)と称し、英文名を The Japanese Association of Traffic Psychology(略称を JATP とする。)と表記する。事務局を当分の間、東京都内に置く。

(目的)

第 2 条 この会は、交通諸問題について、心理学を中心として、その近接科学を含めた研究を行うことにより、それらに関する理論を前進させ、その成果の実践と啓発活動を通じて、交通事故の抑止とよき交通環境の建設に寄与することを目的とする。

(事業・活動)

第 3 条 この会は、第 2 条の目的を達成するために、次の事業・活動を行う。

- (1) 学術大会の開催
- (2) 研究情報の収集と発信および学会誌の発行
- (3) 国内及び国外の他学会、団体との学術的交流
- (4) 総会の開催
- (5) 交通心理士資格の認定
- (6) その他この会が必要と認めた事業・活動

(会員)

第4条 この会は、この会の目的に賛同する個人又は団体であって、以下の6種類の会員によって構成される。

- (1) 正会員 研究者及び交通諸問題に携わる実務家等
- (2) 賛助会員 この会の目的に協力する個人及び団体
- (3) 学生会員 職業を有しない大学生及び大学院生
- (4) 購読会員 学会誌「交通心理学研究」を購読する個人及び団体
- (5) 名誉会員 この会に特に顕著な貢献のあった満70歳以上の研究者等
- (6) 終身会員 満70歳以上でかつ正会員在籍年数が30年以上の正会員

2 前項に定める会員の権利、義務、会費等については別途、会員規程に定める。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 常任運営委員 若干名
- (5) 運営委員
 - ア 正会員の選挙による運営委員 15名
 - イ 会長の任命する運営委員 10名
- (6) 会計監査 2名
- (7) 会計監査以外の役員は、運営委員に含まれる。

2 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合に会長の任務を代行する。
- (3) 事務局長は、事務局を総括して会務を処理する。
- (4) 常任運営委員は、常任運営委員会を構成するほか、会務を分担して会長を補佐する。
- (5) 運営委員は、運営委員会を構成するほか、会務を分担して会長を補佐する。
- (6) 会計監査は、会の会計処理を監査する。

3 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 3年とし、再任を妨げない。ただし、会長の任期は通算2期を超えないものとする。
- (2) 役員の任期は、選出年度の4月1日から起算する。

4 役員の選出に関する規程は、運営委員会の議を経て、役員選出規程に定める。

(入会)

第6条 この会に会員として入会する者は、在籍期間が3年以上の正会員、名誉会員、または終身会員の推薦を受け、別途定める入会申込書をこの会の事務局に提出し、常任運

當委員会の承認を得るものとする。

(退会及び会員資格の喪失)

第7条 会員は、退会しようとするときは、この会の事務局に退会届を提出するものとする。

2 運営委員会は、次のいずれかに該当する会員の資格を喪失させることができる。

- (1) 会員の退会届を受理したとき。
- (2) 死亡したとき。または団体が解散したとき。
- (3) 会費を2年間にわたって滞納し、かつ催告に応じないとき。

(総会)

第8条 総会は第4条 第1項(1)の正会員をもって構成する。

2 総会は、この会の最高議決機関であって、年一回以上開かれ、以下の事項を議決する。

- (1) 会則の制定、変更、廃止
- (2) 会費の改定
- (3) 決算
- (4) 役員の解任
- (5) 解散および残余財産の処分
- (6) 総会で議決することが規程で定められた事項および総会での議決が適當と運営委員会が認めた事項

3 総会は、この会の会長が招集する。

4 総会を招集するには、総会を構成する会員に対し日時、場所を事前に通知する。

5 総会の議長はこの会の会長があたる。

6 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

7 総会の議決は、出席した正会員の過半数をもって行う。ただし、第2項(4)の役員の解任については、出席した正会員の三分の二以上の同意が必要とする。

8 総会の議事録は事務局が会議の日時および場所、会員の現在数、会議に出席した会員の数、議決事項、議事の経過概要について記し、議長はこれに記名・押印する。

(常任運営委員会)

第9条 常任運営委員会は第5条で定める会長、副会長、事務局長、および会長が任命する若干の運営委員をもって構成する。

2 常任運営委員は事業計画に関する事項、予算執行に関する事項、運営委員会に提案する事項、その他の学会運営を円滑に行うための事項等を審議し決定する。また重要事項について原案を作成し、運営委員会に諮る。

3 常任運営委員会は会長が必要に応じて招集する。

4 常任運営委員会の議長は会長があたる。

5 常任運営委員会の議事録は事務局が会議の日時および場所、会議に出席した常任運営

委員名、審議事項、議事の経過の概要について記し、議長はこれに記名・押印する。

(運営委員会)

- 第 10 条 すべての運営委員をもって構成する。
- 2 運営委員会は第 9 条 第 2 項の他、この会の重要事項を審議し決定する。
 - 3 運営委員会は会長が必要に応じて招集する。
 - 4 運営委員会の議長は会長があたる。
 - 5 運営委員会の議事録は事務局が会議の日時および場所、会議に出席した運営委員名、審議事項、議事の経過の概要について記し、議長はこれに記名・押印する。

(事務局)

- 第 11 条 事務局は第 5 条で定める事務局長および所要の事務局員をもって構成し、この会の実務一般の処理にあたる。

(会費)

- 第 12 条 会員は、会員規程の定めるところにより、会費を納めなければならない。ただし、
第 4 条 第 1 項（5）に規定する名誉会員、並びに（6）に規定する終身会員を除く。
- 2 会費は、当該年度内に納入するものとする。
 - 3 すでに納めた会費は、これを返還しない。
 - 4 正会員、学生会員若しくは購読会員が水害、震災その他非常事態により損害を受けた場合又は真にやむを得ない事情がある場合は、常任運営委員会の承認を得て会費を減免することができる。

(年度)

- 第 13 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日終わるものとする。

(会員に対する褒賞および処分)

- 第 14 条 運営委員会は、この会の「会員の褒賞および処分に関する規程」に基づいて会員に対する褒賞および処分をおこなうことができる。

(雑則)

- 第 15 条 この会の運営に必要な委員会、部会、その他組織等は、運営委員会がこれを設置するものとする。
- 2 この会の事業・活動についての必要な規程、内規、その他規則等は、運営委員会においてこれを定めるものとする。

(付則)

この会則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

(付則) (平成 12. 10. 19)

この会則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(付則) (平成 17. 5. 12)

この会則は、平成 17 年 5 月 12 日から施行する。

(付則) (平成 19. 3. 17)

この会則は、平成 19 年 6 月 9 日から施行する。

(付則) (平成 20. 4. 5)

この会則は、平成 20 年 6 月 14 日から施行する。

(付則) (平成 22. 6. 4)

この会則は、平成 22 年 6 月 5 日から施行する。

(付則) (平成 26. 6. 7)

この会則は、平成 26 年 6 月 8 日から施行する。

(付則) (平成 29. 6. 3)

この会則は、平成 29 年 6 月 4 日から施行する。

(付則) (令和元年. 7. 6)

この会則は、令和元年 7 月 7 日から施行する。

(付則) (令和 6 年. 6. 1)

この会則は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。